

「子ども手当」の申請がまだお済みでない方はお急ぎください！

本年4月から「児童手当」に代わり「子ども手当」制度が始まりました。「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円(平成22年度)を支給する制度です。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

申請期間について

本年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日(木)までの申請が必要です。10月以降に申請された場合は、申請の翌月分からの支給になりますので、ご注意ください。

※子どもが生まれたときや他市区町村からの転入の場合は、申請猶予期間(9月30日(木)まで)の対象ではありません。原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

手続きが必要な方

本年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな申請手続きは必要ありませんが、児童手当を受給していなかった方は、次の申請手続きが必要となります。

- 子ども手当の支給の対象となる中学修了前までの子どもを養育されている方
- 児童手当支払差止中の方

<添付書類等>

- ①請求者(受給者となる方)が厚生年金加入の場合は、健康保険証のコピー
 - ②請求者名義の金融機関・支店・口座番号が確認できるもの
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります。

問合せ…福祉こども課こども青少年係【☎35-1236(直通)】



「こども医療費支給制度」の登録はお済みですか？

町では、7月1日から町内に住所を有する中学3年生までのお子さんを対象に医療保険適用の医療費の一部負担金等を支給する「こども医療費支給制度」を始めました。

この制度は、保護者の申請による登録が必要です。出生・転入をされた方や、年齢拡大により対象となる方で手続きがお済みでない方は、次の書類を持参の上、申請手続きをお願いします。

なお、乳幼児医療費受給資格証(ピンク色)をお持ちの方は、手続きは不要です。こども医療費受給資格証(黄色)を6月下旬に発送しましたが、届いていない場合は、健康保険課医療年金係へご連絡ください。

※対象事由日より15日を経過した場合の申請は、申請日から対象となります。

<持参するもの>

- ①お子さんの健康保険証
- ②保護者名義の通帳
- ③印鑑(朱肉を必要とするもの)

◆児玉郡市内の医療機関を受診する際に、健康保険証と黄色の受給資格証を提示してください。受給資格証を提示しなかった場合は、現金でのお支払いとなります。

申請先・問合せ…健康保険課医療年金係1階⑥番窓口【☎35-1221内線1223】

父子家庭も児童扶養手当の対象になります！

「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が成立し、平成22年8月分から父子家庭も児童扶養手当の対象になりました。

支給対象要件

次に掲げる児童(※)を監護し、かつ生計を同じくしている父(ただし、公的年金を受けることができるとき、又は対象児童が児童福祉施設等に入所しているときは、手当は支給されません。)

- 父母が婚姻を解消した児童
- 母が死亡した児童
- 母が政令で定める障害の状態にある児童
- 母の生死が明らかでない児童
- 母から1年以上遺棄されている児童
- 母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童



※児童とは、18歳になった年の年度末までをいいます。ただし、一定の障害のある児童は20歳になるまでをいいます。

支給額

支給額は、申請者の所得に応じて全部支給又は一部支給(減額)となります。ただし、所得制限額以上の所得があると支給されません。また、所得は申請者やその配偶者及び同居等生計を同じくする扶養義務者のものを確認します。

児童数	区分	
	全部支給	一部支給
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	46,720円	46,710円～14,850円
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

支払日

1年に3回、4月・8月・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。
第1回目の支払日は、平成22年12月10日(金)を予定しています。

申請手続き及び期間

児童扶養手当を受給するには申請が必要です。(平成22年8月2日(月)から受付開始)

【平成22年11月30日までに申請した場合】

- ①平成22年8月1日時点で、支給要件に該当している方 ➡ 8月分から支給
- ②平成22年8月1日から平成22年11月30日までに支給要件に該当することになった方 ➡ 支給要件に該当した月の翌月分から支給

【平成22年11月30日以降に申請した場合】

申請した月の翌月分からの支給

※他市区町村からの転入の場合は申請猶予期間(平成22年11月30日まで)の対象ではありません。

原則として申請した月の翌月分から手当が支給されます。

問合せ…上里町役場福祉こども課こども青少年係【☎35-1236(直通)】

埼玉県福祉部こども安全課(総務・児童手当・母子福祉担当)【☎048-830-3337】

税務通信



認定長期優良住宅を新築した場合の 固定資産税が減額されます

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220(直通)】

平成21年6月4日(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日)から平成24年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合、翌年度から5年度分(中高層耐火建築物は7年度分)の固定資産税が減額されます。

対象となる住宅の要件

- ①平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の割合が2分の1以上であること
- ④住宅部分の床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること

減額期間と減額割合

(減額期間)工事が完了した年の翌年度から5年度分(中高層耐火建築物は7年度分)

(減額割合)新築した家屋の固定資産税の1/2を減額(ただし、1戸当たり120㎡まで)

申告方法

新築された日から新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書に、必要書類(長期優良住宅の認定通知書等の写し)を添付して税務課資産税係に申告してください。

※長期優良住宅の認定基準、認定手続き等については、県都市整備部住宅課【☎048-830-5573】までお問い合わせください。

◆その他の税制上の特例措置がありますので、お問い合わせください。

(所得税について)……………本庄税務署【☎22-2111】

(登録免許税について)……………さいたま地方法務局本庄出張所【☎22-3264】

(不動産取得税について)……………本庄県税事務所【☎22-6153】

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆8月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

8月25日(水)

[休日(午前8時30分～正午)]

8月8日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)

よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税の納付は便利、確実な
『口座振替』のご利用を！

○税は納期限内に納めましょう！

児玉郡市広域市町村圏組合 余熱利用施設「湯っこ」の指定管理者募集

児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第3号)に基づき、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設(本庄市東五十子167-3)の指定管理者を募集します。

なお、指定期間は、平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間)です。

申請書配布…8月2日(月)～20日(金)(土・日を除く)

※募集要項等(申請書を除く)は、ホームページ

(<http://www.kodamakouiki.jp>)からもダウンロード可

現地説明会…8月23日(月)

受付期間…9月1日(水)～15日(水)、

午前9時～午後4時30分(土・日を除く)

※申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話連絡の上、ご持参ください。

問合せ…児玉郡市広域市町村圏組合業務管理課

【☎72-2241】

年金を受けている方には、次のような届出が必要になります。年金を正しく受け取るため、必ず届出をしましょう。

届出を必要とするとき	届出の種類	届出先
氏名が変わったとき	年金受給権者氏名変更届	最寄りの年金事務所
住所や受取場所を変えるとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	最寄りの年金事務所 ※用紙は役場にも置いてあります。
年金証書をよごしたり、なくしたとき	年金証書再発行申請書	最寄りの年金事務所
遺族年金が受けられるとき	遺族年金(給付)裁定請求書	最寄りの年金事務所
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき	年金受給選択届	最寄りの年金事務所
失業給付・高齢雇用継続給付を受けるとき	老齢厚生・退職共済年金受給権者支払停止事由該当届	最寄りの年金事務所
就職・転勤したとき	「年金手帳」を事業主に提出(資格取得届)	事業主から年金事務所に
特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、65歳になったとき	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	日本年金機構本部より誕生日前に請求書が届きますので、記入してポストに投函してください。
66歳以後に支給を繰り下げて年金を受け取りたいとき	老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書	最寄りの年金事務所 お住まいの市町村役場(※1)
年金を受けている方が亡くなったとき	年金受給権者死亡届	最寄りの年金事務所 お住まいの市町村役場(※2)
亡くなった方が受け取れるはずであった年金が残っているとき	未支給年金・保険給付請求書	最寄りの年金事務所 お住まいの市町村役場(※3)

※1. 国民年金第1号被保険者期間のみの方の場合

※2. 旧国民年金法による年金を受給されていた方が亡くなった場合

※3. 旧国民年金法による年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)を受給されていた方が亡くなった場合

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222内線1221~1225】

日本年金機構年金ダイヤル【☎0570-05-1165】

(IP電話・PHSからは☎03-6700-1165)

平成23・24年度建設工事請負等の入札参加資格審査に係る申請の受付について

平成23・24年度の建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査に係る新規・更新申請受付を実施します。

なお、受付は埼玉県電子入札共同システムに参加している県内61自治体と共同で実施します。

①新規受付

対象…現在、埼玉県電子入札共同システムに登録のない事業者

日程…9月14日(火)~10月1日(金)(受付は事前予約制)

会場…埼玉教育会館

受付方法…書類による申請(対面審査)

■説明会(新規申請業者対象)

日	時	会場
8月9日(月)	午後1時30分~4時	秩父宮記念市民会館
8月11日(水)	午前9時30分~正午	川越西文化会館
	午後1時30分~4時	
8月12日(木)	午前9時30分~正午	加須市文化・学習センター パストラルかぞ
	午後1時30分~4時	

②更新受付

対象…現在、埼玉県電子入札共同システムに登録している事業者(業者ID番号を取得している事業者)

日程…10月18日(月)~11月30日(火)

※設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務は11月12日(金)まで

受付方法…埼玉県電子入札共同システムによる電子申請

その他…自治体を追加する場合(今回新たに参加する自治体も含む)も更新として申請可

③建設工事に係る入札参加資格者の格付

建設工事請負に係る入札参加資格者については、今後定める「平成23・24年度上里町格付基準」に基づき格付を行い、平成23年4月1日に公表します。

④参加資格の有効期間

平成23年4月1日~平成25年3月31日までの2年間

⑤その他

申請書類、受付時間等の詳細は、8月上旬に埼玉県及び上里町ホームページで公表します。

問合せ…総務課管財契約係【☎35-1234内線3212】